

平成27年白老町議会第2回定例会12月会議会議録（第3号）

平成27年12月14日（月曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 1時53分

○議事日程第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議会運営委員長報告
 - 第 3 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第9号）
 - 第 4 議案第 2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
 - 第 5 議案第 3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
 - 第 6 議案第 4号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
 - 第 7 議案第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）
 - 第 8 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第 9 議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第10 議案第 8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
 - 第11 議案第 9号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第10号）
 - 第12 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第13 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 - 第14 報告第 1号 定期監査の結果報告について
 - 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
 - 第15 承認第 1号 議員の派遣承認について
 - 第16 意見書案第 9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）
 - 第17 意見書案第10号 TPP交渉大筋合意に対する意見書（案）
 - 第18 諸般の報告
-

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第9号）
- 議案第 2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第 3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 4号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第 5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

- 議案第 6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 7号 白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 9号 平成27年度白老町一般会計補正予算(第10号)
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 報告第 1号 定期監査の結果報告について
- 報告第 2号 例月出納検査の結果報告について
- 承認第 1号 議員の派遣承認について
- 意見書案第 9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書(案)
- 意見書案第10号 TPP交渉大筋合意に対する意見書(案)
-

○出席議員(14名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 山田和子君 | 2番 | 小西秀延君 |
| 3番 | 吉谷一孝君 | 4番 | 広地紀彰君 |
| 5番 | 吉田和子君 | 6番 | 氏家裕治君 |
| 7番 | 森哲也君 | 8番 | 大淵紀夫君 |
| 9番 | 及川保君 | 10番 | 本間広朗君 |
| 11番 | 西田祐子君 | 12番 | 松田謙吾君 |
| 13番 | 前田博之君 | 14番 | 山本浩平君 |
-

○欠席議員(なし)

○会議録署名議員

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 10番 | 本間広朗君 | 11番 | 西田祐子君 |
| 12番 | 松田謙吾君 | | |
-

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | | |
|----|---|-------|-------|-------|
| 町 | 長 | 戸田安彦君 | | |
| 副町 | 長 | 古俣博之君 | | |
| 副町 | 長 | 岩城達己君 | | |
| 教 | 育 | 長 | 安藤尚志君 | |
| 総 | 務 | 課 | 長 | 大黒克巳君 |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 安達義孝君 |
| 企 | 画 | 課 | 長 | 高橋裕明君 |

経 済 振 興 課 長	本 間 力 君
経 済 振 興 課 港 湾 室 長	赤 城 雅 也 君
農 林 水 産 課 長	石 井 和 彦 君
生 活 環 境 課 長	山 本 康 正 君
町 民 課 長	畑 田 正 明 君
税 務 課 長	南 光 男 君
上 下 水 道 課 長	田 中 春 光 君
建 設 課 長	竹 田 敏 雄 君
健 康 福 祉 課 長	長 澤 敏 博 君
高 齢 者 介 護 課 長	田 尻 康 子 君
学 校 教 育 課 長	高 尾 利 弘 君
生 涯 学 習 課 長	武 永 真 君
子 ど も 課 長	下 河 勇 生 君
病 院 事 務 長	野 宮 淳 史 君
消 防 長	中 村 諭 君
消 防 課 長	渡 辺 一 雄 君
監 査 委 員	菅 原 道 幸 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから、11日に引き続き議会を開催いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において10番、本間広朗議員、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。
-

◎議会運営委員長報告

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。
議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許可します。
議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

- 議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議前に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

本委員会での協議事項は第2回定例会12月会議の運営に関する件であります。

最初に追加議案についてであります。本日、町長の提案に係るものとして平成27年度白老町一般会計補正予算の追加議案が提出され担当課長から説明を受けました。

次に審議当日の配付としている議案第8号、諮問第1号及び第2号の人事に係る議案については町長から提案の説明がありました。説明のあった追加議案、人事に係る議案については、いずれも本日の議事日程といたしました。

また議会関係では、議員の派遣承認の追加分について派遣を決定いたしました。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

- 議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。
委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これで委員長報告は報告済みといたします。
-

◎議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第9号）

- 議長（山本浩平君） 日程第3、議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第9号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第1号 平成27年度の白老町一般会計補正予算（第9号）。

平成27年度白老町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ4,409万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,860万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成27年12月4日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。23ページの塵芥処理費の関係で今のエコリサイクルセンターの状況、現状がどうなっているのかというあたりのことをちょっと詳しくご説明を願えればというふうに思います。

それから次のページに企業誘致費があるのですが、ご説明では立地助成金なのですが、ライラックフーズさんが昨年生産ラインを増強したということなのです。これ何で当初予算から計上しなかったのか、そのあたりの理由があれば答弁を願いたいと思います。とりあえずその2点。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） それでは、まずバイオマスの燃料化施設につきまして今の現状についてご説明をさせていただきます。まず10月27日に火災がございましたので、その火災復旧及び機能改善工事につきまして、町内4業者により指名競争入札を行っております。それによりまして、株式会社川田建設が金額といたしましては4,827万6,000円で落札をしております。その後10月29日に契約をいたしました。工期といたしましては10月31日から28年3月11日までというふうになってございます。まず現状といたしましては、その工事に関していきますと11月中は資材の調達ですとか、人の派遣だとかといった部分をまずいたしまして、その後12月1日からもう工事のほうには入っております。それでその工事のほうとあと生産、2度も火災がありましたので安全対策を温度感知のセンサー等をつけておりまして、それが例えば異常があった場合すぐ職員のほうに飛ぶような形の改善をいたしました。手をつけた中で一部生産を開始させていただいておりますが、ただ、その工事の関係等もございますのでやはり休まないといけない部分もありますが、現状としては一部生産はしているというのが現状でございま

す。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 企業立地助成金の関係でございます。固定資産の課税標準額の積算にかかる関係でございますので、その関係の積算上、直近で補正予算に上げさせていただいております。当初予算で上げることがなかなかそのタイミング、額の確定を踏まえて取り扱う関係上、当初予算には見込めなかったということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。状況は大体わかりました。それで生産はどのような形でどの程度やっていたらしゃるのか、量の問題。それから、このことによる例えば当初予算との対比でいうと、当然減産になります。マイナスの部分というか、減産になります。それがどれぐらいの金額になる予定なのか。また工期が3月11日ということなのだけど、それは早くやってまた失敗すると困るのですが、よくわかるのだけど。やはりこう町民の皆様から見たら、またとまっているのかということなのです。ですから、そういう点でいうとここまで来たわけですから、もう発注しているわけですから、やっぱりなるべく早く動かすと。そのことが今、いろいろあるのだけど、とめるだとか私もとめるということ言いましたけど、とめるということも一つの選択肢だし。国との関係もありますからね。そういうとめるということでは、その例えば補助金を返さなくてもいいだけの期間がたてば、当然そこはある意味クリアにできる可能性があります。そういうことは国との関係できちっと交渉して、今その話し合いの状況がどういうふうになっているのか。そこら辺を含めてお尋ねをしたいと思います。

2点目については、わかりました。意味はわかったのですが、これは当初予算には組めないものなのですか。なぜかという、やはり補正でこういう形で出るのであれば、私はわかっているものであれば、当初予算からきちっと組んでいくということが会計上、僕は正しいのではないかと思っているのです。当然それが補正、例えば金額が減になったり、増になったりすることはあるかもしれませんが。当初予算に組めるものは私はなるべくきちっと組むほうがいいのではないかなと思うのですが、そこは可能ではないですか。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） バイオマスの施設の関係でございますが、今一日の生産量ということですが、稼働時間をフルでということなかなか難しい状況でございますので、一日例えば8時間それから6時間という時間、日によってこう時間を変えてあと混ぜ込む、そのいろいろなものを調整しながら今の稼働をさせていただいて、チップダストの関係ですとか、そういったものの調整をしながらテストというわけではないのですが、そうやりながら稼働しているものですから、2トンのときもあればちょっと減っているということもあります。それで最終的な年間875トンという、9月会議の中でも最終的にこちらの想定というふうに申し上げまして、それよりは落ちるのではないかと考えています。今ちょっと数字として何トン程度になって、それがどれぐらいの減収になるかという部分については正直申し上げるのは難しく、それに近づけるような、達成できるような形で生産のほうはしたいと考えています。あと工期の

関係でも3月11日と申し上げましたが、それよりも早く最終的に全面復旧するということを今打ち合わせ等では話し合いをしておりますので、こちらの想定としてはもう少し早く終わって全面復旧できるのではないかと考えています。やはり工事というのはやってみてというところもございますので、それについては今はっきり大体いつくらいまでに繰り上がるというところは申し上げられませんが、なるべく早くということで考えております。それから国との交渉ということでございますが、今直接的にこう国と直接交渉といいますか、ということはありません。3カ年の縮小した中で実証実験ということで、国のほうにも町民それから議会のほうにもご説明していますので、北海道のほうと状況、今回の一部稼働とか、あと工事の状況だとかそれについては振興局、それから本庁のほう通じてそれは国のほうに行っているものと考えておりますので、北海道とはその都度お話をさせていただいているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 立地助成金の関係でございます。今回1年目に係る分に関しては雇用助成金の取り扱いもございまして、雇用助成金1人当たり30万円という額もございましてその額が当初予算の中で確定できなかったということもございます。基本は議員がおっしゃっていたとおり、当初予算で間に合う部分はこの案件とか関連するものは当初予算と考えておりますが、やはり額の一定の予算提案という部分のレベルをきちっと図りながら今後対応していきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） エコリサイクルの関係なのですけれども、やっぱり資源ごみが例えばその今減っているかふえているかちょっとわからないのだけど、資源、あそこで使えるごみです。それをやっぱりその町民に呼びかけてたくさん集めようということでもかなり私の印象では盛り上がった時期もあったのです。それであそこに保管庫もつくりなさいというようなことで議会でも提案していったのです。実際におととい電話がきて、あれはまだやっているのかい、あそこに持って行っていいのかい、というような町民の認識にやっぱり変わっているのです。月2回ですか、資源ごみ集めています。その状況がどうなっているのかわからないのだけれど、やっぱり私はごみの問題というのは町民運動が鍵だと思っているのです。ここがないと本当に1番身近に協力してもらおう。それはどういうことかという、資源ごみで出せば燃やせるごみが減るわけだから。ごみが減るわけですから。それは自分たちもごみ袋が減るわけですよ。だから、そういうその日常的な啓蒙活動がきちっとこのごみの問題、全体的にコンポストも含めて、きちっと啓蒙されていかないと、この問題というのは一時的には絶対にうまくいくものではないと思っているのです。ですから、可能な範囲でやっぱり今あそこはこういう状況であまり稼働してなく見えるけれども、実際はやっていますよとか、ごみ集めていますよ、というようなことがちゃんと啓蒙されるってことが一つすごく僕は大切なことだと思っています。これは、この後どうするかも含めてあるのですよ。それともう一つ、補助金が要するに償却資産の年限で補助金を返さなくてもいいっていう期間というのがちゃんと決まっているのであれ

ば、そこは目指してやったほうが有利だったらやるでしょ。当然。そういうことの調査というのはちゃんとやられて、ここまでいけば補助金を返さなくてもいいからやめよう、というようなことができるっていう年限ってわかりますか。いつかということ。その償却資産の関係でそうならないとさっぱり先が見えない時期になってやるというふうになってしまうので、やめるかやめないかは別ですよ。だけどそういうふうなことをきちっと調査してないと、国との交渉というのは、僕はそういうことを言っているのですよ。ですから、そこのところをきちっと考えてやるべきではないのかなと、私の考えなのですが、そこら辺はいかがでしょうか。2点目の件についてわかりました。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） まず燃料ごみの啓蒙を含めた、ごみ全体の町民の方に対する啓発啓蒙については、おっしゃるように燃料ごみに関してはやはり施設が一部、一時とまっていたということもございますし、それからやはり26年から分別いただいていますけども、その分別方法といいますか燃料ごみ自体もどういったものが、ただ紙なのか、それともやわらかいプラスチックはいいのかという部分がなかなか皆さんにお伝えできてない部分ございますので、やはり広報等で稼働している部分ですとか、その分別で燃料ごみとして出していただける部分については改めてまた広報等を通じて周知させていただくというふうに考えております。

それから次の国の補助金の関係の部分は当然補助金の適正化の関係等もありますし、その施設自体の実際何年だという、明確にその10年なのかその建物全体で30年なのかとかいろいろございます。それから国とお話しさせていただいている部分としては、3年間まずその縮小した中で実証実験をして、それを元にまた協議をさせていただくといいますか、お話をさせていただくという方向でしか、まだお話をさせていただいておりませんので、この場で何年までやるかっていう話はなかなか難しいといいますか、ご答弁というのは難しい部分もあります。やはり先ほどいいましたけれども施設自体は設備とその建物と当然耐用年数も違いますし、補助金の関係とも違いますので、その辺の何年ならというのはちょっと明確にはお答えは。道を通じていろいろ状況については、国のほうに今後もお伝えするという形は町としては変わっておりません。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田でございます。3点ほどちょっと簡単なことなのですが、伺いたいと思います。17ページの番号制度導入事業について伺います。今マイナンバーの件なのですが、各町民に発送されていると思いますが、発送状況はどのようになっているか。それから発送にかかわっての不都合とかそういった問題は出ていないのか。その点1点伺いたいと思います。それから19ページの選挙費の選挙人名簿システムの改修事業の中で18歳以上の選挙権導入に関しての改修ということで出てきているのですが、これは来年の参議院選挙から18歳以上の選挙権があるということなのですが、白老町ではどのくらいの方たちが対象になっていくのか、それと同時にこれは18歳以上になりますので、その対象者に対する主権者教育というのはこれは各高校でそれぞれ独自にやっていくのか、それとも白老町が何かの形でかかわるの

か、その点どのようになっているのか伺いたいと思います。

それともう1点、29ページの学校管理費でこの間の一般質問の中でも出ておりましたけれども、学校の耐震化率を約100%を目指したいと避難所にもなっていることで、そういった答弁もされておりました。今回の中学校の耐震化について載っていますけれども、来年3月に3小学校が統合になります。それと今回の白老中の工事を終わるとどれぐらいのパーセンテージになってくるのか、その辺ちょっと伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まずマイナンバー制度の通知カードの件の現在の状況についてそれをお答えいたします。まず白老町に国のほうから通知カードが届きましたのは11月18日に届きまして、18日から11月30日までの約13日間で一回目の配達が終わりました。発送件数は9,650通になっております。その中で発送されましたが、例えばもう不在になっているとかあとは郵便局のほうでは不在の場合は不在連絡票というものを入れまして、1週間以内に届けるかまたは郵便局に来ていただくというようなことになっておりました。その中で9,650通発送した分ですが、返戻されているものを今白老町に戻ってきているもの、これ12月10日現在ですが958通戻ってきてまして、そのあと電話での問い合わせ等が届いていないということで各世帯から電話等がありまして958通一度戻ってきたのですが、12月10日現在で162通が窓口に来てもらって直接交付して現在保管されている残っている残数が796通という数字になっております。あと今後この残っているものにつきましては転居している世帯とかには個別に通知を出しまして、平日に来られる方は平日に窓口に来てもらって、あとはどうしても平日に来られないという方も中にはおられようかと思っておりますので、今週の19、20日の土曜、日曜とその次の26、27日の土曜、日曜10時から3時まで臨時交付ということで窓口を開放しまして交付しますというふうに明日発送しようかなというふうに考えております。特に2点目の不都合の関係なのですが、特に不都合というようなことはないのですが、たまたまこの施設に入所していた人が住所は白老において行ったのですが、施設自体は実際には神奈川のほうの施設に入っていてそういう方のお子さんから連絡がありまして、白老に住所はおいてあるのだけど通知カードが届いていると思うのだけど、というようなお問い合わせがありまして、この方には神奈川の施設に実際には入っていることがわかりましたので、うちのほうから委任状をその子供さんのほうに送りまして、そしてその委任状をもらって施設のほうに直接郵送するというような対策を取って交付した件数が1件ありました。それ以外には特に不都合ということはないと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 選挙人名簿システム改修事業に係るご質問でございます。まず来年の参議院選挙から18歳以上ということ今回今までは20歳以上ということの、2歳部分の何人増加するかという部分は現在本町では約332人を予定しているところでございます。それから主権者教育の関係でございますけれども、まず北海道選挙管理委員会のほうでは副読本を各高校のほうに生徒数配布しております。それと合わせて道のほうでは出前講座ということで各高校に振興局の職員で出向いて模擬投票を行ったり、あるいは研修会を開いたりというようなこと

をやっておりまして、先日本町の白老東高校でも行っておりましてそれに対して町の選挙管理委員会も訪れさせていただいているという内容でございます。本町独自では特段その辺は考えておりません。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 耐震の関係でご質問ありました。正確な数字ちょっと今手元にもってこなかったのですけれども、うちのほうでは白中は今年度で終えまして来年度になりますと今度は統合校の部分がちょっと数字的に抜けたりしますので、ちょっと変わりますけれども、うちのほうとしては来年度の予定ですが竹浦小学校の校舎と体育館のほうを耐震化したいと思っております、その時点で88%ぐらいになるということでその翌年29年度には予定ですが教育委員会の考え方でございますけれども、29年度に萩野小学校の耐震工事の校舎の部分を終えて100%を目指しているという状況でございます。

○議長（山本浩平君） 5番、吉田和子議員。

○5番（吉田和子君） 5番、吉田です。マイナンバーの関係なのですが、配送のほうであまり不都合とかいろいろな問題は起きてないということなのですが、広報等でこのマイナンバーの方法っていうのはお知らせしていると思うのですよ。もらった人がそのままどうしたらいいのかわからない人も結構いるのですよ。これ何かしないと、何か損するのとか町民でいられなくなるのとか、いろんな不安を抱いているのです。詐欺行為とかというのはまだ白老でおきているとか私も聞いてないのですが、詐欺問題も起きてきておりますけれどもその後どうすればいいのかわからないのは電話で問い合わせる方はまだ理解はすると思うのですが、それもしないでただずっと持っていてよいのだろうかとか、そういった不安を抱いている方がいますので、もう少し広報のあり方を考えなければいけないのではないかなと思うのですが、その点伺いたいと思います。18歳以上の選挙権の導入に関して主権者教育というのは、あくまでも道が主体となってやっていくということで、町として支援することはするけれどもその後は高校生に対しての教育だとかそういったものはなされないということの理解でよろしいのか、授業の一環としてこれはいろいろな場面で取り組んでいく必要もあるのじゃないかということもいわれているのですが、そういったものも全部道のほうで対応をしていくということで白老町としてはあまりかかわることがないというふうに捉えておいてよろしいのかどうか。その点。それと耐震化のほうは88%竹小の部分が終わって、白老中学校が28年3月末で終わると88%ということなのですが、今29年度の予定で萩野小学校が最後に残っているということなのですが、これは白老町過疎地域自立促進市町村計画策定の「教育の振興」の計画が入っていたと思ったのですが、これは過疎債を利用、活用してやっていくということを考えられているのか、100%になることが大変大事なことだと思っておりますし、1日でも早く100%になっていただきたいと思っておりますが、その過疎地域計画の中では28年から32年までの計画となっておりますけれども、今学校教育課長ほうから29年にはというお話でありましたけれども、そのように捉えていいのかどうか伺います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 通知カードの確認ということですが、確かに通知カードが発行されまして各世帯に配布されて問い合わせの件数なのですけど、これも今月の10日現在ですけども約190件電話あるいは窓口での問い合わせがありました。その中でやはり議員おっしゃっているように一番多いのは通知カードは届いたけれど、これからどうすればいいのだというような質問が1番多くて約80から90%ぐらいがそういうような問い合わせでありました。年齢の対象としてはどちらかというと高齢者の方からの問い合わせが非常に多くございました。うちのほうでも1月の広報に再度載せるといいますか、この1月の広報につきましてはこれから個人番号の交付をどのようにするかというようなことの要点を載せるような予定をしているのですが、その中で通知カードの件も議員おっしゃったように通知カードは届いたけれどどうすればいいのかと。そういう部分をわかりやすく時間的に1月広報に載せられればそういうような形で通知カードの取り扱いという部分については、広報もありますしあと町のホームページ等で周知していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 先ほどの選挙人名簿システム改修事業のかかわりのご質問で町としての教育授業という部分のご質問でございますが、現在本町におきましても選挙管理委員会というのは総務課で兼務している状況でございますが、非常になかなか選挙管理委員会としての授業という部分については難しいのかなということで、現在特段考えておるところではございません。現在管内におきましても選挙管理委員会は独自で持っているのは市のみで、ほかのまちは全部兼務でやっているということでございます。ただ胆振管内の町村の選挙管理委員会の協議会というのは持っています、そこに対して今回うちの選挙管理委員長が話題提供ということでこれからの教育という部分をどのように、ほかの他市町村含め行うかという部分については協議をさせていただくということで今話をしている状況でございます。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） ちょっと一部先ほどの耐震化率の関係で竹浦小学校が終わった時点ではちょっと今訂正で95%全体でなりますということで訂正させていただきます。それと過疎債の関係ですけれども通常は学校等の耐震の工事は補助金とあとは起債等という形で実施する場合はほぼそういう形なのですけれども、基本的には学校のほうの起債がございますので過疎債のほうの方が有利だと思うのですけれども、そちらのほうの選択であると全体の財政ですが、私財政課ではないですが、バランスを見ながらちょっとそういったものもどっちの財源を取るかということの選択になるかと思えます。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。2点だけ質問させていただきます。まず初めに25ページの農林水産費にかかわって、この農業基盤整備の促進事業についてです。これ説明で農業の基盤整備今年度については9ヘクタールを当初予定していた6ヘクタール分が実施ということで、その部分が450万円分不要ということで、それが3ヘクタール28年度で交付される予定だということで事業は継続されるという話がわかっています。このあたりなぜこの3ヘクタール

が今年度実施しなかったのかその経緯についてご説明願います。

それともう一つ、31ページ公民館管理運営経費にかかわってなのですけども、この時期で結構大きいなど。それで1,000万円弱ということで自家発電機が36年経過していて、しなければいけないというその状況については理解しました。これなのですけどこういった設備関係の管理や実態把握のあり方についてなのですけども、これは実際に点検してみたら動かなかったとかそういうことなのか。それか例えばこういう部分の設備的な部分も台帳管理等で日常的に耐用年数だとかの整理をされていて今ちょっとどうしてもこれはしなければいけないという設備をつけての実施になっているのだろうか。このあたり管理について。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、9ヘクタールから6ヘクタールになったということでございますが、当初道のほうも9ヘクタール分を見込んで予算を計上しておりましたが、道のほうから9ヘクタール分のちょっと全体的な事業の予算が多くなったということで、その分についてちょっと3ヘクタールは次年度のほうにお願いしたいということで、当初の9ヘクタールから6ヘクタールに変更になったということになってございます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 非常用自家発電機の修繕についてでございますけれども、こちらにつきましては一般社団法人の北海道電気管理技術協会というところの指定を受けた業者との間に電気工作物の保安管理業務委託というものを毎年はじめに結んでおります。その中で年に6回機器の点検業務というものが行われていて、また総合点検としまして年に1回機械を実際に動かしてみてもというようなことがございます。この総合点検が9月に行われましてその中で機械の不具合、いわゆる停電になって動かないよというようなことが指摘されてございます。つきましてはいつもの契約に基づいて行われていることでございますので、特に総合的に補修・保全をどう考えていくかというようなことについては、自家発電機についてはございません。ただ昭和55年につくられてから使用開始しているもので大体国土交通省の耐用年数については15年また一般には30年といわれているものでございますので、ちょっと今回は額も非常に大きかったのですけれども、今後の公民館施設のことを考えていきますと今のタイミングで、もし何かがあった場合に動かなくなるということになると町民の生命にもかかってくることとなりますので、ぜひやらせていただきたいということでこちら上げさせていただきました。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず農業基盤整備の部分については理解しました。これ今天候的な日照時間だとか気温があまり夏場に上昇し過ぎないという部分で、農業ということに力も入れていきたいという方向もわかりますが、これなぜ聞くかという暗渠の整備白老町もともと牧草地だったりしている部分も関係もあったりして、やっぱり暗渠も整備されないとぬかるみもひどいと、最近集中豪雨もたくさん発生していますので、そのあたりでこの暗渠についてはこの補助金の有効活用しながらということで、町としても進めていると思うので

すけども、これが接続するための排水路のほうは足りない。暗渠をいれてもそれを流すのに水の先がちょっと難しという話も農家の方から伺っています。このあたりのこの排水路の関係これから農家誘致にかかわっても重要だと思いますが、このあたりとの接続の関係をどのように整理されているかについて。それからこの公民館の管理運営経費のほうは重要性の部分も踏まえて管理がそう指示に基づいて行われていると理解しました。それでこれなのですけども例えば今後ちょっと竹浦小学校を訪問したときに、ただオイルサーバーの不具合があったりだとか、結構ある程度大規模になるのではないかという部分。耐用年数で整理すると恐らく予算的に無理だと察します。ただこういった大きなものが急に動かないという事態に陥る前にこういう部分が今後心配だと想定されているだとか、ある程度この設備関係の管理の中で実態として押さえていることがもしあるのであれば。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、暗渠排水を行ううえでの排水路の関係でございますが、こちらにつきましてはなかなか難しいところがあります。ちょっと一つ例を言いますと、農地があって線路があって排水が線路の向こう側にあるというような状況になりますとJRの線路の下をくぐらせるということになりますので、これがなかなかJRとの協議は非常に難しくなってくるという、工事自体も非常に高くなるということもございます。そういうことも含めて今後検討しなければならないかなというふうには押さえておりますけれども、あとは流せるような排水路がある場合につきましてはこちらのほうに向けて事業を進めていくという形で今考えてございます。その部分を含めて今後どういう形で暗渠排水等の事業を進めていくかということも、これからの白老町の農業の畑作の部分については必要かなというふうに考えてございますので、そのところはしっかりやっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 不具合に関する押さえということでございますけれども、我々におきましては消防用の設備点検の中で押さえているというようなことがございます。その業者からあるいは消防のほうから不具合が指摘された場合には、基本的にはその場でできる予算の中ではやるというようなことになっております。また電気設備の今回の件につきましてはコミセンだけに取りつけられているものでありまして、ほかの社会教育施設にはないということで確認しております。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。まず農業基盤整備については現状も農家の誘致だとかが一定程度進んでいるというふうに理解していますし、経過としても大変な対応されていると思います。これからのふるさと創生にかかっている総合戦略の中でもその堆肥だとかも活用した農家の誘致ということとかも、これ議会との議論の中でも取り上げられている内容が踏まえられています。ただこの基盤整備の暗渠にかかわっての補助金もいつまで続くのだろうという不安が結構農家からも聞かれるのです。ですのでこういった部分を政策的に進めていくべきで

あるし、そのためには情報収集もきちっと行っていくべきだと思います。そのあたりについてはふるさと創生とも絡めた考え方について最後に質問したいと思います。それとあと公民館については自家発電機については大丈夫だということですが、これ例えばですけども、こういった一般的な配管関係だとかそういった部分までというには無理だと思います。ただあの大規模なやっぱり1,000万円単位になりうるであろうその修繕関係、その管理の関係は今後、公共施設等総合管理計画のほうで位置づけていくのか、それとも別な形でその設備的な部分は設備的な部分として個々に対応していくのか。そのあたり管理の考え方の今後について。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、農業関係の基盤整備でございますが、国のほうの予算では来年度もあると。3カ年ごとの事業の形で組んでおりますので今現在、次の年はどうなのだとはっきり申せないところがあるのですけども、国のほうとしては農業これからはしっかりやっていくという考え方にありまして、そのところは基盤整備をこれからも予算を要求していくということは聞いております。

○議長（山本浩平君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） 大規模な修繕、公共施設の管理計画の中で考えていくのかということでございますけれども、当然今のところの押えとしましては大規模な修繕というのはちょっと考えられません。ただ施設が全て30年あるいは40年以上たっていることがほとんどというようなことの中では当然、公共施設管理計画の中に事前に掲載した中でも考えていきたいというふうに思います。ただ社会教育施設につきましては耐震化というのがまだでございますので、こちらには大きなお金が必要というふうに思っています。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のございます方どうぞ。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 前田です。23ページの一般廃棄物の広域処理経費について、関連でバイオマスも聞きたいと思います。それでまずこのうちのごみは登別さんに行って大変迷惑かけていますけども、その中でごみの処理委託料357トンふえたよとこう言っていますけども、これは今はこれだけふえた理由と、それにかかわって583万円、算出根拠がどうなるのか、それと中間改修の人件費というものがなんなのかこれについて説明願います。それとバイオマス燃料化施設です。今同様の質問がありましたのでその部分については理解しました。それでなぜ私が聞くかという9月10日に全員協議会がされているのですよ。これから一切議会に説明もないのですよ。それで私お聞きします。それでまず復旧工事を発注したとこういいました。それで建設会社、固有名詞抜きです。主な復旧工事がこの全員協議会のときは主に機械設備が主だよといっているのですけども、その建設会社が受注していますけど。その辺で火災復旧工事の内容がどういう部分が主に占めているのか。その内容です。それと全員協議会のときに復旧費は4,683万円くらいだよとこう言ったのですけど、今答弁では工事建設の契約が4,827万6,000円になっています。ふえているのですよ。これはふえた差の理由と一般財源がオンされているのかどうか。全部保険で賄われているのかどうかということですよ。それとこれはこれも全員協

議会と9月の議会で松田議員も質問して答弁されているのですが、全面復旧は12月めどだと言っているんですよ。だけど今3月11日になっているんですよ。3カ月弱延びているんですよ。これ非常にこの施設の内容から見たら大きな問題だと思います。なぜこれ3カ月も2カ月強になるのかな。どうして延びているのかどうか。当然今いったら一部生産しているといっていますけども。これ非常に過去のあるいは今のバイオマスのおかれた立場からいうと、なぜこうなったのかという部分の理由です。それとこれも全員協議会の時に再発防止対策は設備の改善に反映するよと言っていました。いろんな施設があります。これは今回の工事発注した中でそういう対策が練られているのか、あるいは別になるのか、この部分をお聞きします。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） まず一般廃棄物の広域処理費の経費の中身でございますが、こちらの今回増額となった分につきましては、まず前年度精算分ということで登別市さんにこちらに26年度に処理をしたごみの負担金の分の精算分が583万円という形になってございます。これについては、ごみが当初の見込みよりも議員おっしゃったようにふえているということでございますが、やはりまず26年度から登別市さんに広域処理をお願いしている部分がございますので、まずは基本的にちょっと見込みとしまして人口減等でごみが減るという想定の中でやはり見込みが少なかったということがございまして、白老町が375トン26年度でふえてくる。それに対しまして登別市が985トン減っております。かかった経費を負担で按分しますので、当然こちらがふえてそれから登別市さんが減ということになりますと、当然その分うちの負担がふえるということもありますので、まずその町のほうの見込みが少しやはり少なかったという部分とあと全体的な減らなかった要因という意味合いにおきますと、9月に水害等もございまして粗大ごみがふえた。それから高齢者の方の引っ越し等転出されるときにそういった部分で粗大ごみ等が引っ越しのごみとかいうこともありますし、あと当初のうちのほうで事業系のごみがふえている部分もありますので、事業活動が活発とは言いませんけども、やり想定よりも少しふえたという等もありましてうちのごみがやはりふえる。それと登別さんが減った要因ですけども、これは多くがやはり温泉街の食べ物の残りを今堆肥化しております。それでそういった分別化がより登別市さんのほうで進めてそういった堆肥化を進める中で生ごみは重量的には重いものですから、その分減ったということもあって町の負担が案分の中でふえていくということでございます。それから増額の理由の中で労務単価ということなのですが、これ公共工事の設計労務単価というものには27年の2月から適用される単価がございまして、通常ですと毎年こう変わりますので通常生産の中で吸収できるのですが、今回は6万8,000円ほど増額になってございます。これはあくまでのその公共工事等の設計労務単価が改定なったことにより、適用されてそれが今回の増額というふうになっております。それからバイオマスのほうでございまして、まず今回内容工事の内容を復旧工事それから機能改善の内容でございまして、やはり今回被災しました部分、冷却装置のあと機械関係がおもでございます。建物ではなくて機械が主になりますが、そちらにベルトコンベヤーの被災しているところというのがあります。それが主なものであります。あと金額的な差異ございまして、スプリンクラー等今回つけて先

ほどの機能改善工事というところで行きますと復旧、火災復旧だけではなくて、機能改善工事ということでこちらは設備としてこちら消防法でいう必須のものではないのですが、やはり2度の火災を受けた中で消防法の適用ではないのですが、付加工事ということで今回スプリンクラーを消火設備を設置させていただいたというところで、こちらについては増額と申しますか最初当初お話した部分ですが全部これは保険の中で保険金の中で全て賄えるということで一般財源等は発生しておりません。それとあとの理由はその3カ月、9月会議の中で12月末、年末をめどにということでお話し申し上げましたが、実際の施設を今回総点検する中でやはりいろいろな不具合と申しますか、人的な問題というよりは設備的にいろいろこう掃除清掃等をかなり徹底的に今回しましてダクト関係、今回被災した原因の中でダクトの詰まりというところが大きな主原因となったものですから、全体的にその以外の施設全体も清掃等もする中でより全面的に点検する中でいろいろ電気関係でもそういったところも日々のその業務の中で修繕するようなどころもありまして、そういった部分も含めていきますとその全面復旧と申しますか、それが工期として、うちの発注した工期よりは資材の調達ですとかそれから工事自体の中身の部分で、通常のうちが当初考えていた12月よりも延びてしまったということで、これについては見積もりと申しますか工事の内容等ちょっとしっかり把握できていなかったという部分では、工期の延びた部分では申しわけないというふうに考えております。あと再発防止についてはまず既定の予算の中でまずうちのほうで先ほどちょっと申し上げましたが、冷却装置から成型機から固形燃料がおりてくるところで冷却装置のほうに行くところに関しても温度センサーをつけまして、温度のその変化があった場合には職員のほうにすぐ警報が飛ぶような形をとっております。それからあと先ほど申し上げましたスプリンクラーを今回設置するという部分とあとは設備的には今の改善を清掃しやすいようにするだとか、そういった改善工事も含めて工事の中身に入れさせていただいております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 登別の関係はわかりました。これはただこの一般廃棄物の処理経費だということですが、根っこにあるのはバイオマス施設が稼働できなくて、行った分という考えです。ですから本来はバイオマスが別な項目で起こしていますけども、本来バイオマスの赤字決算に係る費用に、これをオンさせてもおかしくない部分がここに影響があるのなとこう思うのですが、まずその辺。それと内容についてはわかりました。それで今3カ月遅れた理由を、るるお話されましたけれども、本来それは日常的に行われていなければならないのになぜこの際そういうことになったのかということと、それとこれ理事者に見解をお聞きしたいのですけど火災発生してるの6月なのですよ。そうですね。町長常にスピード感と申しますけども、ケース・バイ・ケースだからそこは別として、本来これだけ夢の施設だよと言われてきて稼働されたものが、2度の火災が起きて6月から、7、8、9、10、11、12、1、2、3と9カ月、多分稼働するとなると1年かかるでしょう。これまで火災が起きたからいいよというような観点だけのそれでいいのかどうかということと、私が言いたいのは9月10日に全員協議会があってから一切説明ないのですよ。こうやって我々が質問するまで。なぜこれの問題が、

経過、中間の経過報告があつて我々とともに1日でも早い復旧を考えていくという部分の姿勢が見えなかったのだけだ。この部分についてちょっとお聞きしておきたいなところと思います。それ以上はまた別の機会に質問しますけど、その辺だけ伺っておきます。

○議長（山本浩平君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） まず登別の広域処理の負担金でございますが、こちらの26年度先ほど精算分と申し上げましたが、今回の直接的にはその火災といえますかそういったことではなくてあくまでも26年度ということでございます。26年度の生産見込んだ量を上回るその登別市さんに処理をしていただいたと。それが26年度を生産をしたものは今回27年度で支払うという形になりますので、今回のことが直接的にバイオマスのほうの火災が直接的に影響したということではございません。ただ26年度からバイオマスの施設が縮小されたということだと思いますと、その関連性というか、という部分はないとはいえないかと考えています。それから先ほど工期が遅れた部分についての全面的な清掃だとか点検ということをお話しさせていただきましたけれども、やはりおっしゃるように日常の中でできることではないかという部分は確かに通常からやっていたらということはあるかと思いますが、2度火災を起こしたという部分が当然ありますので、職員それから施設においてもこちらのほうは全面的に、さらにまた総点検ということで当時白崎副町長からも答弁させていただきましたけれども、総点検という中でいろいろこう施設の隅々といえますか、そういったところを点検させていただいたということになりますので、それは日常的なものとさらにその詳しくといえますか詳細に点検をしたということでございます。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のほうからご指摘にありました火災が6月に起きて、それから今のところでは3月までというふうな工期の件もありまして、9カ月というふうな長さがあるのだとそういうふうな中で議員の皆様方に対しまして、その状況につきましてなかなかこうしっかりとしたご説明がなかったということにつきましては、非常に申し訳ないというふうなことでありますけれども、今担当課長が申し上げましたように2度の火災を起こしまして、しっかりとした原因把握とともに今後どういうふうにしてこのバイオマスの実証実験を続けていくかというふうなあたりをしっかりと持っていかなければならないというふうなこともありまして、期間的に少しこう長くなっている状況であります。その辺のところをバイオマスについてはこれまでもいろんな論議もあることは私もまだしっかりとした引き継ぎは正直なところないですけども、しっかりと押さえながら今後議員の皆様方に担当の副町長としてご説明を申し上げたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ちょっと私のほうからも今の件について、ちょっとお話ししたいのですけども。今先ほど前田議員がおっしゃるようにこのバイオマス事業そのものがその火災ばかりではなくていろいろな問題があつて、本当に町民も注目、議会も大きく注目している中で、9月の全員協議会の際の内容が大幅に変わるわけですから、その修理の工程も変わる、あるいは金額的にも工事の説明した内容が上がるわけですから、その辺をやはり何らかの形で全員協議

会なり常任委員会なりを開催するとかそういうことをやっぱり考えていただいて、きちっと議会のほうに説明をしていただかないと9月に開いてから、そのあとの経過やっぱり説明がないというのはこれは余りにもおかしいのかなと私もやっぱり思います。きょうこの後企画のほうの全員協議会もあります。きょうのきょうは無理だと思いますので、これはきちっとその辺を捉えていただいて近々というのかな、議会のほうにきちっと資料も提出して説明をしていただけることを検討していただきたいなというふうに申し入れをしておきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今ご指摘がありましたところをしっかりと受けとめまして、対応を図りたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第9号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第 2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計
補正予算（第3号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億1,423万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月4日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成27年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業
特別会計補正予算（第1号）

◎議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議3—1をお開きください。議案第3号でございます。

平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）。

平成27年度白老町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,001万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年12月4日提出。白老町長。

ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(山本浩平君) ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成27年度白老町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(山本浩平君) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に議案第4号及び議案第5号の差しかえについてであります。10日の議会運営委員会において、了承をされており既に差しかえの議案は配布済みであります。議案提案の前に議案差しかえについて発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

古俣副町長。

○副町長(古俣博之君) 今議長のほうからありましたように、議案第4号並びに第5号につきましては、去る12月4日に議案説明を行いました。その中で不備な面がありまして再度検討を加え訂正しましたので大変申し訳ありませんけれども、議案の差しかえをお願いしたところでございます。差しかえた議案につきましてはこの後、担当課長よりご説明を申し上げたいと思っております。今後このような提出にあたりまして議案の重要性そういうことについて十分重要性を捉え原課とともに十分協議を図りながら、理事者としての責務も果たしていきたいと思っておりますので差しかえました議案におきまして、ご審議のほどいただきますようよろしくお願したいと思います。

特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本浩平君） それでは次の日程に入ります。

日程第6、議案第4号 平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議4-1をお開きください。議案第4号でございます。

平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は「第1表 債務負担行為」による。

平成27年12月4日提出。白老町長。

次のページの「第1表 債務負担行為」でございます。事項、白老町立介護老人保健施設給食業務委託、期間、平成28年度から平成30年度までの3カ年。限度額、5,379万6,000円でございます。これは平成28年度から白老町立介護老人保健施設の給食業務委託を見直すに当たりまして、単年度1,793万2,000円の3カ年分5,379万6,000円を上限とし、業務委託契約を結ぶために行う債務負担行為でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、12月4日金曜日の議案説明会におきまして、議案第4号、平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計及び議案第5号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計の2会計にわたる28年度から30年度までの給食業務委託の長期契約に向けての委託事業の見直しと債務負担行為の限度額についてご説明をさせていただきましたが、議案説明資料の内容と債務負担行為の額に乖離があるなど議案内容に不備があり大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

それでは議案の説明事項についてご説明をさせていただきます。冒頭に議案第4号、平成27年度白老町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）の議案説明させていただきましたけれども、議案第4号では債務負担行為の限度額を5,826万円から5,379万6,000円に修正してございまして、債務負担行為の限度額は446万4,000円の減となっております。

次に議案第5号、平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の修正事項でございますけれども、債務負担行為の限度額を9,714万円から9,356万1,000円に修正してございまして、債務負担行為の限度額は357万9,000円の減となっております。

続きまして議案第4号、第5号説明資料の修正という資料をつけさせていただいています。この中で3ページ目をお開き願いたいと思います。債務負担行為補正金額の修正額ですけれども、議案資料の3ページ目の6点目の債務負担行為補正予算金額を訂正してございます。当初、債務負担行為補正予算の金額は、給食業者2社からの給食調理及び作業指導管理業務委託と給

食材料購入材料業務委託料の参考見積もりのうち高い額を上限額といたしまして採用いたしまして、合算した金額を3カ年ベースで債務負担行為合計額としましてご提案いたしました。ということで修正前の債務負担行為補正額の3カ年の合計金額といたしましては、1億5,540万円でございます。2会計における内訳ですけれども、病院事業会計が9,714万円、介護老人保健施設事業特別会計補正826万円でございます。それで債務負担行為補正予算金額の修正に当たりまして、毎年度調理員のパート賃金の時間単価と法定福利費の上昇が見込んでございまして、27年度の予算額比較といたしましては病院事業会計が年額79万7,000円、2.6%の増でございます。老健会計が53万円、3.0%増となりまして、2会計総額132万7,000円増の28年度予算積算額であります4,911万9,000円の3カ年で積算をいたしました。この結果、病院事業会計は9,356万1,000円、老健会計は5,379万6,000円でございます。修正後の債務負担行為補正予算合計金額は1億4,735万7,000円でございます。修正前の額1億5,540万円としまして804万3,000円の減とさせていただきます。なお今後はプロポーザル方式によりまして委託業務を進める考えでございますけれども、何とか委託料の減額にも力を入れたいと考えていますので、よろしく願います。以上簡単ですけれども、議案訂正の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより、本案議案第4号についての質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 訂正のことについては理解させていただきました。この件についてのまずこの間の説明会のときもちっと伺ったのですが、確か前回の産業厚生常任委員会で病院のほうを所管とらせていただきまして、そのときにこういうような話というのは全然なかったのです。今回こういうふうなものが出てきたと。その間に委員会のほうにそういうようなことを話す機会がなかったのかどうなのか。またその緊急性というのですか、そういうものがなぜ生じて、早くできなかったのかというのが1つ疑問に残るものですから、その辺をお教えていただきたいなど。それと今の病院のほうでは改革を検討していますよね。その中で病院の職員の方々、また改革する立場の職員の方々、院長先生も含めてその中で実際にどのような話がされたのか、されてないのか、よくわからないのですが、その辺。それと町理事者のほうとして、今実際にお願いしていますよね、白老振興公社とやっていますよね。その辺の兼ね合いとか一体どういうふうになっているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議員のご指摘がございました5月に早々に産業厚生常任委員会をやっていただきまして、そのときに病院のほうの今いろいろ内容等を説明した中で給食に関しても病院のほうで産業厚生常任委員会の皆さんにお食事いただいたとか、そういう件もございました。それで実はちょっと27年度の給食調理に係る現状といいますと、従業員の人員確保、安定雇用がちょっとかなり厳しい状況が始まったということがございまして、そこから当初の定数管理に伴わない人員管理で27年初め当初始まったところ、そういうところでいろいろ町立

病院でございますので、1年365日、毎食やはり給食を提供しなければならないという、そういう中で緊急非常時における患者等給食提供に係る危機管理体制を確立するということと、従業員における指導管理体制、衛生管理体制は現状、ちょっと厳しい状況になったということで、そういうところを踏まえまして当院長を含めまして給食体制、この危機管理体制を整えて給食に係るより質的な向上だとかデイサービス提供の改善を高めるためにも、院長としてもこういうきちっとした管理体制をとらなければいけないという指導もございました。そういう中で従業員でございますが今の現状の業務にあたっています振興公社のほうなのですけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、なかなか定数管理であります従業員のいわゆる確保というのが厳しい状況だということ踏まえまして、今回先ほど申しましたけれども食中毒、災害等の緊急事態発生時における給食等の患者等の給食が滞ることがないように、専門業者というのに業務委託をということで考えた次第でございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） まず緊急にやっぱり雇用体制が取れないということで、それではお伺いしたいのですが、委託における前提条件としましては現在の調理員の雇用を継続し可能な限り調理員の勤務体系、内容を尊重し新たに募集する際も地元雇用を努めること。何か今までと大して変わらないような条件の中でやるのかなど。それでもなおかつ、そちらのほうがいいというのはどういうことなのかという疑問が1つあるのです。何とかあそこで人員を確保できるための体制づくりといいますか、そこがまず教えていただきたいというのが1つです。

2つ目に委託における前提条件として雇用の継続と書いていますけれども、やはり地元の方々を例えば新しいプロポーザルのこういうようなものするのであれば、食材の納めもそうすけれども地元中心でやるべきだし、雇用も8割9割地元の人を雇うべきだという1つのそういうようなものをつくっていかないと、町民に愛される町民がやっぱり築き上げていく町立病院にはなっていないなというふうに思うものですから、その辺の兼ね合いをどういうふうにされるのかということ。

3点目にこれ公募が12月中旬と書いてあります。プロポーザルのタイムスケジュールということはきょう14日ですから、もう日程もほとんどないですね。その中で公募をして受付をして12月末までに受付期間でその後下旬に質問に対する回答を出して1月下旬には審査結果通知を出すと。非常に早いタイムスケジュールになっていますよね。申し訳ないですけど、これでちゃんと応募してやっていけるのかどうなのか、その間私含めて議員は全然この内容、この経過、この間のものが全く聞いていませんからわからないのですが、一体その辺はどの程度のことまでちゃんとできているのか、そこをお伺いします。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 先ほど新しい給食専門の業者のほうに委託見直しということをちょっと考えていることとお話させていただきましたけれども、まず雇用については当然のことを現振興公社のお勤めになっている方をまず優先するということが1つでございます。そして今後も何で専門業者の委託をするかとなると、そちらのほうで例えば人員体制が厳しくなっ

たときに本社から一時的にでも職員の方を入れていただいて、専門にやっている職員入れていただいて、業務の体制を不安定にしないということが1つでございます。それと当然のこと町立病院でございますので、地元の雇用というのは引き続き考えていることは確かでございます。それと食材の発注についても従来どおり購入率50%以上を確保するというのと、それで優先的にこのプロポーザルに参加する業者にはこれを伝えます。そして先ほど言いましたプロポーザルのタイトなスケジュールということなのですが、確かに時間的な厳しいという状況なのですが、専門業者さんは結構こういうプロポーザルはかなり慣れてというのはおかしきですけれども、そういうところでも事前にちょっと資料的なものは係のほうに指示をいたしまして、もうつくっている状況でございまして、すぐこのプロポーザルのスケジュールないし公告等を早急にアップしてやっていきたいと。そういうところで何とか初めは厳しい状況だったのですが何とか1月下旬までに選定をしまして、その専門業者の委託先ということでそれを決定するように努力していきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君） 野宮事務長が必要だとおっしゃるのだから野宮事務長を信用して必要なのだろうと理解しますけれども、理事者のほうにお伺いしたいのですが、私はこのやっばかりではないと思うのです。プールもそうだし給食センターもそうなのですが、町内の事業者さんではなくて大きいところの事業者さんがこうやって白老町に入ってきてやっっていく、そうやってきたときに白老のまちの事業者さんがどうのこうのということではないのです。そこで働いている人たちの意識が何か白老町で働いていながら、白老町が本社ではない会社で働いている人たちのなんていうのですか、町民というかここに住んでいる自分たちの白老のまちなのだという意識がどうなのかなというふうに思うのですよ。私地方からどんどんそういうような方々が入ってきてやっっていくのは時代の流れだし必然性だと思っています。ただその中で一つこういうようなものをつくっていく中で、お祭りのときは町民と一緒に祭りもやる。そして草刈りの時期になったら一緒に草刈もやる。そういうような白老町の町民としてのそういう活動も一緒にしていただけるような、そのような企業がふえていかなかったら何か白老のまちに住んでいながらばらばらになっていくような気がして仕方ないのです。私はこれをぜひとも理事者の方々にお願いしたいなと思って3回目の質問とさせていただきます。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今回のこの老健施設並びに病院の給食についての町外からの業者採用というふうなことにしましては、さまざまな原因があることは今病院事務長からあったような理由でありますけれども、しっかりと地元の雇用は確保しなければならないし、それから地元の食材の活用も十分図られるというふうなことは最低条件として押さえて参りたいと思います。それから今議員からご指摘のありましたように、要するに働いている人たち含めその町外から入ってくる業者が、町民意識という面でどういうふうにしてかわりを町民とつくっていくか。そのあたりにつきましては、これまでこの指定管理だとかそれから食育防災センターの関係も含めまして、そういう中での経験値を生かしながら今回の業者の選定に当たりまし

ては十分町民との意識が図られるような形にしていきたいなというふうなことは強く考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成27年度白老町町立介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 議5-1をお開き願います。議案第5号でございます。

平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）。

第1条 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事項、白老町立国民健康保険病院給食業務委託。期間、平成28年度から平成30年度までの3カ年。限度額、9,356万1,000円でございます。

平成28年度から白老町立国民健康保険病院の給食業務委託を見直しするに当たりまして、単年度3,118万7,000円の3カ年分、9,356万1,000円を上限とし業務委託契約の数ために行う債務負担行為でございます。平成27年12月4日提出。白老町長。

よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 平成27年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 議6-1をお開き願います。議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年12月4日提出。白老町長。

本条例附則でございます。この条例は平成28年1月1日から施行する。

次のページでございます。議案説明です。特別職の職員の給与については、本町の厳しい財政状況を踏まえ、町長は45%、副町長にあっては40%の給料の削減を行っているが、この度、平成25年度に実施した観光連携型6次産業人材育成事業において、補助金の返還に至る事態となったことや昨年度も同様の問題が連続して発生していることから、特別職としての監督責任を重く受けとめ、平成28年1月1日から1月31までの1か月間、町長・副町長の給料をさらに10%減額することとし、町長においては55%、町長にあっては50%の給与削減を行うため、本条例の一部を改正するものである。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑あります方はどうぞ。

12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 皆さんないようですから、一言だけご質問しておきます。この町長の給与削減、これの今の議案説明では大変45%という厳しい削減の中、さらに10%削減する。こういうことで町民からすると町長食べていけるのかなとこう思うのですよ。私はこのこととは別に、町長のこの給与削減のこの大きな理由が26日の全員協議会で、この公の場で。新聞報道でもありましたけれども、はっきりこう報道がありました。この副町長も40%から50%になるという議案説明なのですが、副町長というのは両副町長、古俣副町長も入っているのかどうかということをまず一つ確認したい。それから私はこれ55%という数字もそうなのですが、町長の平均給与をならずと32.9%なのです。賞与入れてならずと32.9%の今までのはずです。ですから町民にわかりやすく全体の削減額をきちっと示すべきだともう思っております。それで町長のこの全員協議会では説明があったのですが、町民にわかりやすく今後のこともあります。私は責任という言葉は随分使いながらこの議会で質問をしてまいりました。例えば港の問題の責任はどうなのだと、バイオマスどうなのだといったけれども、この責任問題に言及したのは今回初めてでありますし、白老の、私も32年議員やっているのですが、町長の給与の減額というのは恐らく初めだと思うのです。それだけ例え10%でも重いものだと思うのです。町長は6次産業化の町長公約の事業、あれが25年度の7月ですか。あの事業の会計検査が入った不用額の責任とこういうことでありますが、その辺、明確にこの本会議の場できちっと申し述べておいたほうが私は今後のためにいいのではないかなとこう思っているのです。私はなぜこういう質問をするとかという、私は二度あることは三度あるという言葉があります。しかし三度あることは四度あることは余りないのですよ。やっぱり失敗というのはこれ3回までなのです。この言葉からいくと、二度あることは三度ある。三度あることは四度あるというこの言葉はないのです。余り使われません。ですが、私は今生活支援事業や創生事業、26年度補正や27年度補正で1億3,500万円やっています。それから道の補助金が1,080万円かな。それからこれだけ1億4,500万円やる中で町の一般財源の持ち出しは150万円そこそこ。これだけのおいしい事業なのです。しかしながらおいしい事業なだけに私は甘くみてやると私は三度あることは四度にも五度にもなっていく。このことが私は心配されるから、私はこういうときにきちっと。恐らく副町長の懲罰の条例はないと思うのです。決まりは。これはその都度その都度、職員のものがあるのです。ですから私はそういうことも含めて、この今の時代の流れというのはこの創生事業、国がどんどん生活の支援やそれから雇用の支援でお金をくれるこの時代がいつまで続くかはわかりません。でもまだ1、2年続くかも知れません。そういうことからいくとこういうことをきちっとやっぱりやっておかないと、先ほどいった三度あることは四度目になったら困るから、私はきちっとしたことをしておかなければならないと。ということでその考え方と新任になった古俣副町長です。この新しい副町長も給与の削減になるのだということですから、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今総務のほうからのご提案でしたので、私のほうからまずはお話を申し上げたいと思います。今回の6次産業化の事業を含め、それから今議員のほうからご心配がありました。今後の創生事業の交付金の使い方を含めてのご指摘があったことに対して私のほうから若干触れたいと思っております。失敗は物事にはないほうがいいというのは、これは誰しもが思うことであり、それに向けての事業はしているところでございますけれども、今回の6次産業も含めその前の件もりますけれども、なかなか思うようにというか、こちらが立てた計画どおりには進まないというふうなことの中で、今までの不備なことで大変ご迷惑をおかけしていることについては、重々町の理事者としてしっかりと反省も含め、それからこれからの事業に対しての気構えも合わせて持っていかなければならないというふうに思っております。それと同時にその責任のとり方について今提案をさせていただきましたけれども、やはり私たち職員はまず白老町役場の職員であり、そして今私は副町長という役場の職員の中での副町長という職を与えられている古俣という個人であります。ですから組織の形態としてやはり責任を持つのは古俣という個人ではなくて、副町長という職のあり方をもってその責任、職責を果たしていかなければならないというふうに考えております。ですから職のことにつきましては職責というのは、やはり継続性がそこにはあるものであり、そして個人にはそのところの継続性があるかといったらその期日というか期限というか、そういう中でやはり終わりがありますから、そのところの違いがあるのではないかなというふうに強く感じておるというよりも、それが妥当な組織としてのあり方ではないかというふうに考えて今回の提案になっていることをまずご理解をお願いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 1番最初に質問があった両副町長やるのかというお話は、両副町長やるという私を含めて両副町長ということでございます。またこのたびの給与削減の責任というお話の説明なのですが、以前にも話したとおり今回は会計検査院の指摘があった部分でまず返すのと、昨年と同様な件で補助金の返還ということが2年連続してあったと。そして食育センターの事務手続等々の不備があったのも合わせて、私の最高責任者としての責任を取らせていただいたというところであります。先ほど国からの補助の中身がどんどん今のような形で、まずは補助金を出し事業やりなさいと、その中でオリジナルな市町村に対し事業をやりなさい。ただ、会計検査等々も入ったときにまたきちんとそのメニューに沿って使われてなければ補助金の返還というスタイルが私もどこまで続くかわからないのですが、国がやっぱり市町村を試しているというふうに私も思っていますので、これからもこのメニューはしばらくは続くと思います。やらなければ補助金の返還はないので、ただそれはまちづくりにはつながっていきませんから、逆に職員には失敗を恐れて何もしないほうが失敗だというお話をさせていただきましたので、失敗はあってはならないことではあります。補助金をしっかりといただいた中で計画もしっかりとつくり上げていきたいというふうに考えているところでございます。今回は先ほどいったような件で私の最高責任者としての責任を取らせていただきました。

○議長（山本浩平君） 大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） 今回の削減は1カ月ということですから、特に平均というものは出しておりません。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 私はこういう質問をなぜするかというと、先ほども言ったようにこれから創生事業がたくさんあるからということです。それともう一つ、古俣副町長も入っているのかと聞いたのは、この6次産業の事業をやったのは25年です。そして指摘されたのが11月です。この段階では古俣副町長は教育長だったわけです。町長が11月26日の午前中に、このときに町長が議論の中で1カ月削減するとこの公の場でお話をされました。示されました。その時古俣副町長はまだ教育長だったのですよ。この段階でまだ教育長のときに前白崎副町長がいる段階で給与削減しますと言ったのですよ。それで古俣教育長が議案に提案されて同意はされたけれども副町長になったのは12月4日です。ですから私はこの古俣副町長の給与削減するのは理屈に合わないのですよ。どう考えても私は責任はゼロなのです。私が言いたいのはそこなのです。前白崎副町長は責任があるのです。あるといっているのだから。ですから私は前白崎副長を削減するならまだしも古俣副町長の給与を削減するというのは、私は今後こういう場合は私は大きないろいろなことでいろいろなものを残してしまう。古俣副町長は白老の教育長として4年間やられて行政経験もここに出てやっていますから。この名前使ったら悪いのですが、安藤教育長が副町長になった場合はどうなりますか。安藤教育長に10%削減すると言えませんか、言えないでしょう。私はやっぱり物事というのはきちっとしたけじめをつけるというのは、そういうことなのですよ。みそもくそも一緒にしたらだめなのですよ。私はそれをきょうここで言いたいのです。ですから私は本来この6次産業化の事業、私はこの会計検査の責任ばかりではなくあの事業そのもの、約4,000万円の事業が1年でなくなった責任のほうがもっと重いと思っているのですよ、私は。そしてなぜそういうことを言うのか、経済振興課長の本間さんはこう言っています。起業支援型として長期的な農業を進める新しい法人に進行管理を含め26年度以降も単年度の事業を生かして自発的に取り組むよう再三指導したが、結果として法人の資質の問題、資質がないのだと、法人の一人として考えていたことが及ばなかったと。補助金を1年で使い切り次年度を考えないでやってしまったのだ。全く失敗を認めている。そして農業には土壌の改良から始め安定した生産が軌道に乗るまで2年か3年かかるのだ。そして長期的な取り組みが必要であったのだと、それを単年度でやったのだと。今後は農業展望を見とおして計画に沿った補助金、支援内容の順序を間違えないように取り組んでいく。こんなばかげた事業のまとめの答弁こんなものですよ。ですから私はこの520万7,000円のこれよりもこの事業の失敗のほうがずっと責任は重いのですよ。でもそれはそれとして町長はこの責任をこっちに向けて取るというのですが、私はそれも大きな問題だし、それからやはり古俣副町長の削減は私は認められません、この議員の一人として。町長は常にいっている言葉が私は最高責任者なのだ。それからこの議会も最高責任者なのだ。そこで決めた責任はどっちにもあるのだといつも言っています。そういうことからいっても古俣副町長の給与削減、私は認めることができません。先ほど説明したようにつじつまが合いません。ですから私はこの議案を1回下

げてやり直さなければ私はならないのではないかなと思うのですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 松田議員がおっしゃること、考え方はわかります。今回私も含めて副町長が給与削減をするという責任を果たす経緯に至ってはいろいろありました。いろいろ給与削減だけではなくてどのような責任のとり方があるのかも含めて話し合いをした結果、このような形になったのです。白崎前副町長の話も出ましたが、確かにやっている期間でいくとそういうことになりましたが、今回やっている期間というよりは行政としての責任のとり方ということですので、まず私が給与削減と。それに倣って理事者ということで教育委員会はちょっと部署が違いますので、副町長2人も削減という形をとらせていただきました。これは前に戻ってその当時の白崎前副町長から10%をもらうのではなくて、今の役職、1月の役職で責任を取るという形をとりました。これは白崎さんという個人ではなくて組織としてこの事業をやったという責任のとり方ですので、確かにその昨年の事業として古侯副町長は実際には携わっていなかったのですが、組織の中で責任を取るということでは今の私と副町長で責任を取るというふうに至りましたので、これは重々理解しているのですが、みそもくそも一緒にしているわけではなくて、組織としての責任を取るという形をとりましたので、ここで逆に古侯副町長だけではなくて岩城副町長もことしの4月からなっていますので、そうなる組織としての責任のとり方というのは逆に明確にはならないということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 町長のお気持ちはわかるのです。別に町長をいじめるために言っているのでも何でもありません。私は行政というのは1つの決まりがあると、にっちもさっちもいかないのです。例えばの話しをします。今この本町の浜で住宅に入りたいという方が1人いるのです。だけれども住宅に入る審査のところで入れないのですよ。生活保護も何も受けていないのに決まりがあって入れないのです。家はぼろぼろでロープで縛って雨が漏っている。それでその両親も亡くなっていないのですよ。兄弟3人も嫁いでいない。その方がロープを張って石で縛っている屋根。決まりがあって入れられないのですよ。今現在、今朝も私も見てきました。そういう人も救えないのになぜ町長、古侯副町長は一带としてやらなければならないのだと。こんな先程みそもくそもとといったけど、全然かかわりのない副町長を道連れに何もすることないでしょう。私は、それだったらそういう決まりをちゃんとつくってからやらないとだめだよ。どこにしてそんな話あるの、そんな話は私は認められません。きょうは私は絶対に反対しますけどもね。だけれども反対の反対ではないのですよ。どこに何も関係のない方を道連れに給与、対外的にも古侯家の家庭も申し訳ないけれども、奥さんにすれば、あんた何で減額さなければいけないの、今まで減額されていて、こんな話ってありますか。私は町長は前から私心配していた。町長の45%も私は反対したのです。こんなにやって飯食えないだろうと。だけれどもそれでもまだどんどん下げても食えるのだから。たくさん金持っているからそうなのだ。古侯副町

長と奥さんにしてみなさい、お金たくさん持っているのわかってますけど。そういうものではないのだ。私は古俣副町長の給与は削減すべきではない。ですから議案を1回下げて出し直すべきだと思いますよ、どうしてもやるんだったら。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 私の名前がたくさん出ていますので、私のほうからちょっと答弁させていただきたいと思います。今松田議員のほうからご心配の声も含めお話がありましたけれども、やはり先ほども申し上げましたように組織の1人として生きるときには、やはり古俣個人とか岩城個人だとか誰々個人だとかというふうなことで生きているつもりはありません。やはり白老町役場の副町長としての役割を職務を持って生きているつもりでございます。そういう中で先ほども申し上げたように、職の継続性は、それは必ずあるものであって個の継続性はその期限が来ればそれで終わるものでございます。そういうふうなことで、今回の町の行った事業につきましての責任のとり方については、町長はもちろんそうでありますけれども、私たち理事者におきましてこれまでと同じ気持ちとして責任を取らなければ、今後の先ほど心配なされたようなこれからの事業の運営に当たっても必要ではないかというふうに思っております。そういうことで一つご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番大淵です。今回僚議員の質問がございました。私も類似した質問をいたしたいと思いますが、会計検査院の関係での責任を取ったということは十分理解をいたしました。ただ4号、5号議案の説明の関係は議案説明の前に理事者の決裁があったと。決裁事項があったという中で、私は、一つは今の問題含めて理事者の姿勢の問題、チェックシステムの問題、管理意識の問題、私はここは非常に今の問題と関連して非常に大きいと思います。この議案第6号も今、るる同僚議員から質問ありましたように、この問題でも職員を処分するとの前副町長の議会での発言があるのです。職員を処分するという、これは前副町長のお話でした。最終責任者の本人には何も無い。もちろん仕組み上は今古俣副町長の答弁で十分理解しました。しかし私はそうであれば自主的な返納を促すなど、そのことに対して現理事者も本当に何も感じなかったのか。これで本当に職員は一生懸命に働こうとなりますか。処分すると言った人が処分されないのですよ。自分の部下は処分するけど自分は何も無いと。そこを促すのが今の理事者の仕事ではないのですか。本当に求心力を増すということは私はそういうことだと思うのです。私はこれで理事者の崇高なお話は今の副町長のお話は十分に理解しました。しかし職員がそれで納得できますか、これから処分されるのですよ。おかしいですよ。私はこういう理事者の姿勢の問題だと思うのです。この姿勢に対して私は本当に猛省を促したいのはそこなのです。職員の求心力を皆様方が増そうとしたら何をすべきかということ考えなければだめではないですか。できないなら職員が納得する方法を考えないで職員に仕事だけやれと、やりますか。処分するといった人が処分されないのですよ。それは行政の継続は十分に理解できます。そのときになぜ、あなた返上してくださいとなぜ町長言わなかったのですか。私はそのほうが姿勢として見たときに、どうなのかということを知りたいのです。答弁なかつ

たでらいいですけども、私はこのことだけは議会人としてきちっとしておく必要があるだろうと思っていました。言葉が過ぎたこともあるかもしれませんが、私は本当にそう思いますので。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 前副町長であります白崎さんのお話も出ました。この件に関してはこの場ではちょっと答えは差し控えさせていただきます。理事者への意見も聞きましたけど。先ほどの病院と介護施設のお話もございました。言葉では襟を正すという形でやっていきたいというふうに思っておりますし、先ほど決裁の話も出ましたので、決裁は私が最後に押すということでもありますので、きちっと今まで以上に襟を正すのと職員との情報共有をもっと深くして中身の先まで考えなければいけないというふうにも思っておりますので、また議会でいろいろご指摘等々もあると思うのですが、この辺は職員と一丸となって進んでいきたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） ほか。13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） ただいまの松田議員、大淵議員から質問はそのとおりで、問題の核心は、私はついていると思います。私も若干理解できない部分がありますので質問します。前段として町長が職員の不祥に関して責任を明確にして、給料の減額という形にあらわして責任、決断したことに対しては評価をいたします。それは別としてこれからちょっと質問させていただきます。松田議員も話しましたが私ももう1回言いますけれど、経緯をいうと11月9日の議会で町長は職員の不祥事に陳謝したのです。そして11月20日の議会で自ら責任を取るとして給料を減額しました。この時点では副町長の給料減額に触れてないのですよね。そして12月4日に給与減額の議案が提出されて若干の説明ありました。それできょう14日議案の上程で議論されていますよね。先ほど古侯副町長は行政の継続性といいましたが、松田議員もいいましたが12月3日なのです、任期は。そして12月4日にもう説明されているのです。行政の継続性はある、これは十分わかります。しかし私が今いった時系列の会議の中において古侯副町長の立ち位置はどうなっているのですか、まずそれが1点。

次にその組織として責任を取ると町長答弁しています、いいです。具体的に聞きますけども給料を減額するという行為は、自分たちを戒めようとする事実上の処分として理解しているのかどうか。その2点を伺います。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今ご指摘がありました件につきましてはやはり理事者として取るべき責任の道というのは、何があるかといったら町長はこれで辞めるか減額かというふうなそういうことしか道はないのではないかなというふうに思います。私どもは一職員としてやはり町長の町政を担いながら議会等との両輪の輪で進めていっている中で、今回のその責任の取り方については今議員がおっしゃるように減額するということについては、我々の責任があるというふうな認識で捉えられるというふうに思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 処分ということで戒めも含めて527万円の責任と2年連続同様なことを起こしたということと、それだけではなくていろんな意味も含めての処分でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） なぜ私が処分のことを聞くかといったら、その副町長の給料の減額措置の法的根拠を聞こうと思ったのですが、法的根拠はあるけどもこれはほとんど使われな
いんです。なぜ私処分について聞いたのは、これは町長は公職選挙法に当たりますから、その処
分で自ら給与削減してそういう行動とるのですよ。だけれども副町長は公職ではありませんか
ら、そういう部分は適用にならないのですよ、そうですね。これはまどろこしく言わない
で自主返納になるのですよ。自主返納という形でやっているのです、自ら。そういう解釈でい
いやすいですね。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のおっしゃるように先ほども申し上げましたが、私たちは一
職員としての責任の取り方としてのことですから、今いった返納というふうな形になると思
います。実質的には。ただその意味合いがどうなのかというふうなことだと思います。ですから
そのところに返納するということについては、やはり職としての責任を持ってかかわって
いくという意味合いを含めての自主返納なのです。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 自主返納となるとこれは副町長に対しての懲戒処分としての給料の
減額を命令することはできないのですよ。町長はそういうものがないから、自主返納という形
で自分たちで責任を取るという行為なのですよ。町長と同様に自主返納といいました。法令上
の処分ではなくて事実上の処分となるのです。自ら町長もそういうことで処分できないから古俣
副町長に自主返納してくれとそれで我々責任取りましょうと、こういっているのですよ。だけ
れども、今、るるの答弁を聞くと職としての継続性とかういっています。それはわかりますよ。
だから私前段の立ち位置を聞いたのはそこなのですよ。そうすると古俣副町長にはそういう自
主返納するものがないのですよ。そして町長が処分という言葉を使ったから。処分するよう
な何物もないのですよ。これは自主返納という形でいけば白崎前副町長が12月3日まで就任して
いるのですよ、そうですね。そして12月1日、これは前町長もボーナスが出る基準日な
のですよ。そうすれば12月4日に議案説明しているのですよ。例え職の継続性があるからとい
って、それまで古俣さんは教育長ですよ、そうですね。教育委員会の行政組織に関する形で
十分責任を果たしていたのです。その時間差があるのに職の継続性ということは自分が自
ら以前のもの処分を受けるということにはなりませんでしょう。返納するということは。そ
うすると自主返納という形でいけば白崎前副町長が今いった任命期日とか在任期日のことを考
えたら、彼がその時点で町長が彼に処分をして自主返納をしてくださいというのが筋だと思
いますよ。なぜそういうことできませんか。近隣の町村でもやっている町村ありますよね。で
すからなぜ私も古俣副町長に町長がそういう自主返納させたかということですよ。何回もい
いますけれども自主返納というのは法令上のものは処分できませんから形として自主返納という処分

の形なのです。その辺をその感情的な単なる職の継続でなくて、1つの法的なルールはありませんけれども、行政の中でどうあるべきかと原点で議論していかないとだめなのです。私はだから古侯副町長には自主返納させたということは、過去の事例、るる述べていますがそれに対する責任に対して処分したということになるのです。自主返納させたということは。そういうことを考えたなら私も古侯副町長に給料の減額されるのは酷だと思し筋ではないと思います。そういうことを十分に僕は考えるべきだと思いますし、議案の取り扱いも多分ほかの人も質問あるかどうか別して、私としてはもっとそういうような全体的にこうすべきだで取るのではなくて、本来の理事者、副町長が自主返納するという部分をどういうことをしなければいけないことちゃんと整備した中でやらないと、これは古侯副町長の職の継続性があるからと副町長の職を持って責任を果たすものであります、だから減額しますと、これは理解します。だけどそれは今後の問題であって、12月3日に就任しているのですよ、古侯副町長は。多分その前に町長は4日に議案説明しているのだから古侯副町長が教育長の在職中に、この議案を上げる決裁はしていると思いますよ。そうすれば継続性云々とは出てこないのですよ。そういう部分を十分に考えてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今前田議員からご指摘があったように、規則的に考えて時系列を追って考えていったら、確かに前副町長と私との関係との中ではこの今回の自主返納の部分での、その減額の問題についてのあり方と捉え方については大きな差があるのではないかというふうなところについては一定限押さえるところはありますけれども、先ほどから申し上げているようにやはり私どもが責任を取るというところにおいては、職としての捉え方をしていかなければならないわけであって、個人的にそこの一定限度の切れ目の間をもってやはりそれはそれでもう既に終わりというふうな対応にならざるを得ない部分ではないかなというふうに考えます。ですから今回このような削減の提案をさせていただきましたけれども、十分そのありようについては私自身の名前を含めて出ていますけれども、それぞれの職員が意識しながら自分たちの職に対するその仕事の全うを考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手多数]

○議長（山本浩平君） 反対、11番、西田祐子議員、12番、松田謙吾議員。賛成11、反対2。
よって、賛成多数により議案第6号は原案のとおり可決されました。
ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時31分

再開 午後 1時28分

○議長（山本浩平君） それでは休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を
改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議7-1ページをお開きください。議案第7号でございます。

白老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例の規模改正する条例を次のとおり決定するものとする。平成27年12月4日提出。白老町長。

次に議7-2ページをお開きください。附則でございます。附則、この条例は公布の日から施行する。

続きまして議7-3ページをお開きください。議案説明でございます。地方税法施行規則等の一部を改正する省令が本年9月30日に公布されたことにより、本町へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者の個人番号は法人番号を記載する欄等が追加されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を
求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 議8-1をご参照ください。議案第8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成27年12月14日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町末広町5丁目4番8号。氏名、古俣博之。生年月日、昭和27年6月5日生（63歳）。履歴、別紙のとおりとなっております。

議8-4議案説明。白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価員に古俣博之氏を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものである。よろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し採決いたします。

議案第8号 白老町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第9号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第10号）

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第9号 平成27年度白老町一般会計補正予算第10号を

議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議 9－1 でございます。議案第 9 号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第10号）。

平成27年度白老町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,157万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億1,018万5,000円とする

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成21年12月14日提出。白老町長。

次のページの2ページ3ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」については記載のとおりでございます。4ページ5ページの歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうからご説明を申し上げます。ページ数6ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工振興費、特産品PR事業2,157万7,000円の増額補正でございます。今回の補正につきましてはふるさと納税につきまして12月に入り全国から寄せられた申し込みが増加していることによりましての補正対応でございます。まず報償費につきましては、ふるさとGENKI応援寄附謝礼として特産品に当たる部分1,695万2,000円の増額でございます。委託料としてはふるさと納税システム運用業務委託料、主に手数料でございますが462万5,000円でございます。財源につきましては一般財源となっております。

次に歳出のほうのご説明申し上げまして、3ページの歳入をお開きください。11款地方交付税、1項1目地方交付税1,637万円の増額補正でございます。このたびのふるさと納税に対する財源充当としまして、交付税を充当するものでございます。本年度の交付税の留保額及び財源が1億4,654万5,000円ございますので、今回の1,637万円を充当しますと残り1億3,017万5,000円が留保財源と思います。

次に20款繰越金、1項1目繰越金520万7,000円でございます。520万7,000円でございますが同じくふるさと納税に対する財源の充当でございます。これは前回までの9号補正で520万7,000円ございましたが、今回入れることにより残額はゼロとなります。これで補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第10号）、原案のとおり決定することに賛成の方挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第12、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会に意見を求める。

平成27年12月14日提出。白老町長。

推薦しようとする方ですが、住所、白老郡白老町末広町4丁目8番4号。氏名、加藤忠。生年月日、昭和14年4月18日生まれ76歳です。履歴は別紙のとおり裏面に載っております。履歴調書等の朗読は省略させていただきますが、推薦する加藤氏につきましては公職歴の4行目にあるように平成3年6月から人権擁護委員になりまして、8期24年6か月人権擁護委員としてご活躍をいただいているというところがございます。人権擁護委員候補者の推薦の運用基準では再任委員候補者は75歳未満のものとなっております。加藤氏におかれましてはアイヌ関連に関して要職を歴任し人権問題に深く関心をもたれていること、また健康面も問題ないということから札幌法務局人権擁護部長からも再任についてご了承をいただいておりますので、このたび継続で推薦しようとするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第1号については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については適任という意見を付することに決定いたしました。

◎諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（山本浩平君） 日程第13、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会に意見を求める。

平成27年12月14日提出。白老町長。

推薦しようとする方ですが、住所、白老郡白老町字竹浦198番地484。氏名、田中弘子。生年月日、昭和30年9月22日生まれ60歳です。履歴は別紙のと通りの裏面に載っております。履歴調書等の朗読は省略させていただきますが、推薦する田中氏の経歴の5行目にありますように平成19年4月からこの人権擁護委員になりまして、3期9年人権擁護委員としてご活躍をいただいております。このたび継続で推薦しようとするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりましたので、この件について質疑に入ります。質疑のございます方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

次にこの件について意見があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） お諮りいたします。

諮問第2号については適任ということでご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって 諮問第2号については適任という意見を付することに決定いたしました。

◎報告第1号 定期監査の結果報告について

報告第2号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第1号 定期監査の結果報告について。報告第2号 例

月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果を同条第9号の規定により及び地方自治法第235条の第5条の2第1項の規定による例月出納検査の結果を同条第3項の規定により、監査委員から報告がありました。議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） それでは報告第1号、第2号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第15、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり、関係機関へのあいさつ等が予定されております。

承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める 意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第16、意見書案第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

〔8番 大淵紀夫君登壇〕

○8番（大淵紀夫君） 意見書案第9号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）。標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保を求める意見書（案）

政府の「医療介護情報の活用による改革の推進に関する専門調査会」から2025年の必要病床数の推計結果が発表され、本道の2025年の推計病床数は約7万3,000床であり、既存病床数と比べると約1万床少なく今後大幅な削減が求められることが懸念される場所である。

政府は「許可病床数に対して稼働病床が少ない」ことを理由に病床削減を求めようとしているが、本道においては入院需要があるにもかかわらず医師・看護師不足のため病棟を閉鎖して

いる施設が少なくない。また、病床の削減は、出産できる医療施設の救急医療の受け入れ施設が減少している現状に、さらに拍車をかけることにもつながりかねず、安心して住み続けることがますます困難になることが予想される。

広大で冬季間の積雪・寒冷といった本道ならではの諸条件を無視して全国一律の算定式を用いることなく、地域の実情を十分踏まえて今後の医療提供体制を議論していくことが肝要である。

国が一方的かつ機械的に病床削減を強いることは、地域の医療ニーズに十分応じることができなくなる恐れがあるばかりでなく、既に病床削減が進んでいる本道において、さらに医療機関の経営基盤を揺るがすとともに、医療従事者の雇用機会の創出、さらには、将来の医療従事者を目指す若者の士気をも低下させることにつながり、結果的に地域の医療提供体制を後退させることになりかねない。

よって国におかれては、今後、都道府県が策定する「地域医療構想」について地域の医療需要を満たすものとするよう強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありました。

本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第9号 地域の実情に応じた医療提供体制の確保求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（山本浩平君） 反対、12番、松田謙吾議員。賛成12、反対1。

賛成多数によって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第10号 TPP交渉大筋合意に対する意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第17、意見書案第10号 TPP交渉大筋合意に対する意見書案を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、大淵紀夫議員。

[8番 大淵紀夫君登壇]

○4番(大淵紀夫君) 意見書案第10号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

TPP交渉大筋合意に対する意見書(案)。標記の意見書案を別紙のとおり白老町議会会議規則第8条の規定により提出をいたします。

TPP交渉大筋合意に対する意見書(案)。

日本政府は、本年10月5日米国はアトランタで開催された閣僚会合において、TPP(環太平洋経済連携協定)交渉に関して大筋合意に至ったことを宣言いたしました。

農林水産物については、これまでの情報では全体の8割が即時あるいは段階的関税撤廃の対象となり、聖域とされた重要五品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味植物、農作物)も3割が関税撤廃の対象となるなど、我が国において、かつてない農畜産物市場の開放がなされる方向が示されました。

TPP交渉については、守秘義務をたてに情報が開示されず、国民的議論も一切なされないままに大筋合意に至り、さらには、合意内容も小出しに開示されるとともに、非関税障壁など未だ全容が明らかにされない内容も多く、地域の基幹産業である農業や地域経済が直接的・間接的にどのような影響を受けるかも見えず、我々は大きな不安と政府に対する強い不信・憤りを抱いています。

つきましては、生産者が将来にわたり意欲と希望を持って営農を継続できるできるとともに、地域経済・社会および道民・国民の命と暮らしがTPPによって脅かされることにならないよう下記のとおり要請をいたします。

記

- 1、TPP交渉の大筋合意内容の全容と影響、さらには国会決議との整合性について説明責任を果たすこと。
- 2、生産者の不安を払拭し、将来にわたり意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、規模の大小や法人経営・家族経営を問わず、確実に再生産可能となる政策を構築すること。
- 3、北海道550万人とともに、我が国の食料安全保障や食の安全・安心の必要性、農業・農村の果たす多面的機能を含めた農業理解促進活動を展開し、国産農畜産物に対する支持と信頼を高め、実効性のある対策を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出をいたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長(山本浩平君) ただいま提出者から説明がありました。

この意見書はとまこまい広域農業協同組合から要望のあったもので、全会一致により提出されております。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略し採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 TPP交渉大筋合意に対する意見書案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は原案どおり可決されました。議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第18、議長から諸般の報告をいたします。

休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告をいたします。各常任委員会の委員長から委員会規則第17条の規定により、お手元に配付いたしました通知書のとおり休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査方をよろしくお願いをいたします。

次に皆様には要望書等6件を前もって配布し、また、本日追加で2件を配付しております。それぞれ関係する団体等から提出され、いずれも重要事項の解決要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いをいたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長より、念のため申し述べておきます。明日12月15日から、明年1月5日までの間は休会となっていますのでご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後1時53分）

